

# 裁 決 書

審査請求人 ○○市

○○ ○○

処 分 庁 坂井市長 池田 禎孝

審査請求人が、令和5年2月1日に提起した処分庁による差押に関する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求は棄却する。

## 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成28年7月まで本市に居住しており、平成26年度から平成27年度までに処分庁が賦課した市県民税及び国民健康保険税につき滞納している状況にあった。
- 2 処分庁は、平成26年度市県民税（第2期分から第4期分）、平成26年度国民健康保険税（第1期分から第8期分）、平成27年度市県民税（第2期分から第4期分）及び平成27年度国民健康保険税（第1期分から第5期分）について、各期納期限を経過しても審査請求人からの納付がなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第329条第1項及び第726条第1項の規定により、各納期限に係る督促状をそれぞれ発送しているが、審査請求人は、各督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、督促に係る市県民税及び国民健康保険税を完納しなかった。
- 3 滞納市税について、審査請求人は平成28年に月5,000円での分割納付を約束するが、その後度々納税不履行に陥った。
- 4 平成31年4月、納付不履行のため、処分庁が差押予告書を発送したところ、審査請求人から「平成29年から癌を患い、就労不能と診断されており、平成31年4月から無職であるため納付が困難である。」と連絡が有り、それ以降全く納付がされなくなった。
- 5 令和元年7月、処分庁職員が自宅を訪問したが、不在であったため、実態調査や入居者照会等を実施した結果、転居していることが判明した。転居先への訪問や、携帯電話へ電話するも、審査請求人と接触することができなかった。
- 6 令和2年1月、処分庁が審査請求人の休止口座の差押えを行うと、審査請求人か

ら電話連絡があり、月1,000円での分割納付が開始された。納付はおおむね履行されてきたが、納付されない月もあった。

7 令和2年9月、処分庁は、完納の見込みが立たないことから、審査請求人が有する生命保険会社の保険金支払請求権（給付金含む。）、解約返戻金及び利益配当金の支払請求権を差押えた。

これに対し審査請求人は、保険金や給付金を受け取れなくなれば今後の生活維持に支障をきたすと差押えの解除を要求した。

8 令和2年11月、処分庁は、審査請求人の求めに応じ、保険金支払請求権の差押を解除し、代わりに審査請求人が有する2社の生命保険のその他の部分の差押えを行った。また、同日に職員2名が自宅を訪問し、処分内容の説明を行った。

9 この後、審査請求人による月1,000円での分納が引き続き履行されてきた。

10 令和4年7月、処分庁が審査請求人の財産調査をしたところ、約1,400万円の預金が見つかった。

11 令和4年8月から9月、処分庁は請求人に電話連絡をとり、一括納付の打診を行うが、審査請求人は延滞金について納得せず、これに応じなかった。この時点で、未納額が約19万円、延滞金が約14万円であった。

12 処分庁は、延滞金について病気による減免申請を出せるよう申請書様式を送付し手配するが、期限までに提出されなかった。審査請求人は、元金の納税については了承するが、延滞金については病気を理由に全額免除を一貫して主張する。

13 処分庁としては、平成31年4月1日（本人の主張及び国民年金の加入状況等から、客観的に病気の事実関係が分かる日付）以降について、延滞金を減免する旨（約6万円減免）を伝え、それ以前についての減免は、市では病気の事実が分からないため、診断書や治療費の領収書等の資料を添付し申請するように案内している。

14 処分庁は、8月初旬から減免申請の提出を求め、度々電話連絡するも、審査請求人からの提出がなかったため、令和4年9月29日付通知にて最終期限（令和4年10月17日）を定め、減免申請書を提出するか、又は一括納付を求めた。

15 令和4年10月31日、期限までにいずれも履行されなかったため、預金の差押え（本件処分）を行った。

16 令和5年2月1日、審査請求人は、坂井市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成29年頃から癌を患っていることもあり、令和2年11月に処分庁と相談し、保険給付金は差し押さえないと約束を交わし、協議前から約束通り分割納付にも応じていた。それにもかかわらず、保険給付金が入金されたとたん、差押処分がなさ

れ、約束していた延滞金の免除申請も受け付けてもらえなかった。約束を無視した本件処分は、生活や精神的な負担が大きく、一方的な処分や行動・言動は不当である。

- (2) 処分庁からは、令和2年11月25日の自宅訪問時に「今後も月1,000円納付でもよい。」「保険給付金に関しては、病気治療費が大変な様子なので今後差し押さえない。」「今後元金一括返済時は、延滞金に対して全額免除申請を受け付けする。」と説明を受けている。
- (3) 延滞金減免申請には診断書が必要と説明を受けていたため、10月末に障害年金の診断書ができるので、提出はそのころになると処分庁に伝えている。それにも関わらず、人の話を聞かない一方的で威圧的な処分庁の対応は勤務怠慢である。当初の約束通り延滞金全額免除を希望する。
- (4) リビングニーズ給付金は、癌治療のためエンドレス治療を必要とし、働けない状態である審査請求人にとって、生活や治療の為に必要不可欠なものであり、預金ではない。

## 2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和2年11月25日付差押処分において保険金及び給付金の支払請求権の差押えを解除した事実はあるが、保険金や給付金の入金された預金口座にかかる債権差押えをしないと処分庁が審査請求人に説明したという事実はない。
- (2) 審査請求人の滞納市税の分納は、月1,000円という少額だったため、滞納解消のめどが立つようなものではなかった。また、審査請求人が令和4年7月に滞納市税をはるかに超過する金銭を得たことが判明したため、分納を容認する相応の事由がなくなった。
- (3) 令和2年11月25日の自宅訪問時の記録には、「滞納市税のうち本税・督促手数料を完納したときには延滞金については配慮する」との記述は残っているものの、延滞金の全額免除を無条件に約束したという趣旨の記述はない。
- (4) 処分庁が延滞金減免申請を受け付けなかったと主張するが、審査請求人は、差押日までに2か月以上の期間があったにもかかわらず、延滞金減免申請を行っていない。
- (5) 処分庁は、審査請求人から延滞金減免申請書の提出はなかったものの、平成31年4月1日以降発生する延滞金については、審査請求人との今までのやり取りや国民年金の加入状況等から判断し、延滞金の減免を行っている。

## 理 由

### 1 本件における争点

本件審査請求の争点は、処分庁が行った本件処分について、違法性及び不当性がな

いかということになる。

## 2 本件に係る法令等の規定及び違法性について

### (1) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）の関係規定

地方税の徴収においてその例によることとされる国税徴収法は、国税の負担の公平性を担保すべく、滞納処分等の国税の徴収に関する手続きを定めるものであり、滞納処分に係る同法の定めは、次のとおりである。

ア 国税徴収法第47条第1項には、「次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号(督促)に掲げる国税をその納期限(繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。」と規定されている。

イ その一方で、国税徴収法第75条第1項各号において、滞納者の最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持等の理由から、一定の財産についての差押えが禁止されている。

ウ また、国税徴収法第76条において、給料、賃金、棒給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権については、差押上限額が定められている。

エ 本件処分の対象となった預金債権、またその原資となる生命保険給付金に関しては上記イ及びウに定める差押禁止財産に含まれていない。

オ 国税徴収法第62条第2項には、「2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。」と規定されている。

カ 国税徴収法第67条第1項及び第3項には、「徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

3 徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。」と規定されている。

### (2) 地方税法の関係規定

地方税法は地方団体による地方税の賦課徴収について定めるものであり、滞納処分、延滞金減免等に係る同法の定めは、次のとおりである。

ア 地方税法第14条には、「地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、本節に別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。」と規定されている。

イ 地方税法第331条第1項及び第6項には、「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないと

き。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と規定されている。

ウ 地方税法第728条第1項には、「水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」と規定されている。

エ 市町村民税については地方税法第326条第1項によって、国民健康保険税については同法第723条第1項によって、「納税義務者はこれらの市税を納期限後に納付、又は納入する場合には、それぞれ規定された計算方法によって算出された延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。」ことが規定されている。

オ 都道府県民税の延滞金に関しては、地方税法第41条に「道府県民税及び市町村民税の額の合算額によって第326条第1項が適用される。」旨が規定されており、同法第42条に「延滞金を含む都道府県税の徴収金は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付し、又は納入しなければならない。」と規定されている。

カ 市町村民税については地方税法第326条第4項に「市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が第一項の納期限までに税金を納付しなかったこと、又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、同項の延滞金額を減免することができる。」と規定されている。

また、国民健康保険税については地方税法第723条第2項に「地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに税金を納付しなかったこと、又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。」と規定されている。

キ 本市においては、上記カの「やむを得ない理由」の認定のため、坂井市税等に係る延滞金の減免の取扱い基準（平成21年10月1日制定）を定めている。同基準には、「延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書にその事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されている。

本件処分は、事案の概要に記載の事実関係の下、上記の国税徴収法及び地方税法の関係規定を遵守して行われたものであって、違法性は認められない。

### 3 本件処分の不当性について

#### (1) 分割納付の方針を変更したことについて

地方税法第14条には、原則として市税等の徴収金は、すべての公課その他の債権に先立って徴収することが規定されている。

このため、審査請求人が毎月1,000円の分割納付をしていたとしても、預金があることを確認した時点において、処分庁が方針を変更し、一時での納税を求めたことについては、法令の原則に則った対応であり、不当性は認められない。

#### (2) 処分庁の審査請求人の病状等への配慮について

次のアからウまでの点を踏まえ、処分庁の対応に不当性は認められない。

ア 処分庁は、令和2年11月25日付差押処分において、令和2年9月9日付差押処分を解除し、保険金支払請求権を差押対象から除外している。これは審査請求人の求めに応じ、保険給付金を受け取ることができるようにしたものであり、処分庁が可能な範囲で審査請求人の病状に配慮していると捉えることができる。

イ 処分庁は、審査請求人が財産を有していることが判明した時点で予告なく滞納処分を行うことも可能であったが、分割納付による納税を履行していた審査請求人に対して、事前に滞納整理方針の変更を伝え、一時納付の打診を行っている。

ウ 処分庁は、審査請求人から延滞金減免申請書の提出がなかったものの、審査請求人の病気を患っている旨の発言及び平成31年4月1日から国民年金制度の被保険者となった事実を踏まえ、平成31年4月1日以降に発生する延滞金については、職権にて減免措置を行っている。

#### (3) 延滞金減免申請書の提出等について

ア 平成31年3月31日以前については、審査請求人が当時病気を原因として納付が困難であったことを確認できる記録が処分庁にはないため、審査請求人に診断書や通院が分かる領収書等の添付を求めたことは、妥当な対応と言える。

イ 処分庁はまず令和4年8月5日に、同年8月31日期限にて、延滞金減免申請書の提出を求めている。その後、弁明書に記載の通り、審査請求人から提出や連絡が無かったことから、度々連絡を試みた上で令和4年9月29日に、最終期限の令和4年10月17日を告げる通知を発出している。

審査請求人との連絡が容易につかず、無期限に待つこともできないことから、書面を送付し、提出期日を区切った処分庁の対応はやむを得えないと考えられ、不当性があるということとはできない。

### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由がないことから行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和5年10月25日

審査庁 坂井市長 池田 禎孝

## 教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、坂井市を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、坂井市を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。